

## 近畿地方整備局就業体験実習に関する実施要領

近畿地方整備局就業体験実習に関する実施要領を次のとおり定める。

### （目的）

第 1 この要領は、大学等に在籍する学生を対象として、学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、国土交通行政に対する理解の増進に資するために、近畿地方整備局において行う就業体験実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、受入部署、期間、手続、服務その他必要な事項を定めるものである。

### （実習の実施機関）

第 2 実習の実施機関は、近畿地方整備局各部及び同局管内の事務所（以下「実習実施機関」という。）とする。

### （実習の期間）

第 3 実習の期間は、実習実施機関の実情により近畿地方整備局が決定する。

### （実習生の資格要件）

第 4 実習生は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 大学等の学生であって、意欲、成績、人物、素行等に優れていると認められる者
  - (2) 実習の成果を今後の教育研究活動に反映できる能力と資質を有すると認められる者
  - (3) 服務規律等を遵守することが確実であると認められる者
- ただし、正当な事由なくして大学等を休学している者は、実習生となることはできない。

### （実習生の募集及び決定等）

第 5 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

- (1) 近畿地方整備局は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、大学等に申し出るものとする。
- (3) 大学等は、実習生として推薦する学生をとりまとめ、近畿地方整備局に提出するものとする。
- (4) 近畿地方整備局は、大学等の推薦に基づき、受け入れる学生を選考、決定し、大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。
- (5) 大学等は、実習生に対し、本要領に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。
- (6) 実習生は、実習開始前に本要領に同意し、服務規律の遵守に係る誓約書を近畿地方整備局に提出しなければならない。
- (7) 大学等の定める実習制度の適用上、当該大学等と覚書を交わす必要がある場合には、

本実施要領及び別に定める実施細則の範囲内で、大学等と近畿地方整備局の間で覚書を交わすことができるものとする。

（指導員）

第 6 実習実施機関に指導員を設け、実習生の指導にあたらせるものとする。

（実習生の服務等）

第 7 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、近畿地方整備局職員が遵守すべき法令、規則等を遵守するとともに、指導員の指導、監督等に従うものとする。
- (3) 実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (4) 実習生が実習を行う時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（以下「定時」という）とし、このうち午後 0 時から午後 1 時までを休憩時間とする。ただし、近畿地方整備局（本局各部等）、大阪国道事務所、大阪港湾・空港整備事務所、浪速国道事務所（大阪湾岸道路整備推進室除く）にあつては、実習時間は、午前 9 時 15 分から午後 6 時までとし、このうち午後 0 時から午後 1 時までを休憩時間とする。なお、定時以外にも実習を行うことがある。
- (5) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないものとする。また、実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (6) 実習生としてふさわしくない行為があつたときは、実習生受入部署は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知することとする。
- (7) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。

（秘密の保持）

第 8 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

（実習に係る費用負担）

第 9 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とし、実習実施機関は、一切の手当等（実習実施場所までの交通費、日当、宿泊費など）を支給しない。

（実習中の事故等に伴う災害補償）

第 10 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 大学等又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生が、実習期間中、実習による災害及び通勤に際しての災害により傷害を負った場合は、実習生が加入する保険をもって充てるほか、大学等が必要な手続を行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (3) 実習生が近畿地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。
- (4) 上記（1）から（3）に基づく保険の利用などに関する必要な手続は、大学等が行うものとする。

（実習成果の公表）

第 11 実習生が、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けなければならない。

（その他）

第 12

- (1) この要領に定めるもののほか、実習生の募集及び決定に係る具体的手続等、当該実習の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) この要領等に定めのない事項及びこの要領に関し疑義が生じた事項については、近畿地方整備局、実習実施機関、大学等、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

附則 この要領は、平成 18 年 6 月 14 日から施行する。  
この要領は、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。